

独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律案(閣法第四二号)(衆議院送付)

要旨

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、海洋水産資源開発センターを解散し、その業務を独立行政法人水産総合研究センターに承継させるとともに、社団法人日本栽培漁業協会の業務を独立行政法人水産総合研究センターに行わせるため、栽培漁業に関する技術の開発の事業をその業務に追加する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、独立行政法人水産総合研究センター(以下「センター」という。)の目的として、海洋水産資源開発促進法第三条第一項に規定する海洋水産資源の開発及び利用の合理化のための調査等を行うことを追加する。
- 二、センターに、役員として、理事五人以内を置くことができる。
- 三、センターは、従来の業務に加え、栽培漁業に関する技術の開発の業務を行う。
- 四、センターは、一の目的を達成するため、海洋の新漁場における漁業生産の企業化その他の海洋水産資源

の開発及び利用の合理化のための調査、海洋の漁場における新漁業生産方式の企業化のための調査、海洋水産資源の開発及び利用の合理化に関する情報及び資料の収集及び提供等の業務を行う。

五、センターは、海洋の新漁場における漁業生産の企業化のための調査について、当該調査の結果を農林水産大臣に報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

六、農林水産大臣は、水産動植物に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、当該被害の拡大又は発生を防止するため必要があると認めるときは、センターに対し、必要な技術の開発を実施すべきことを要請することができる。

七、この法律は、一部を除き、平成十五年十月一日から施行する。

八、海洋水産資源開発センターは、この法律の施行の時にいて解散するものとし、センターが承継する資産及び債務について所要の規定を置く。

九、社団法人日本栽培漁業協会は、その定款で定めるところにより、その資産及び債務をセンターに承継させることができるものとし、その承継があつたときは、その時にいて、解散する。